

個人情報等の種類と規制の違い

～ 個人データ、保有個人データ、
要配慮個人情報、個人関連情報～

ミス・間違い等もありえますので、必ず法律・GL等原典に当たっていただけますようお願いします。

22.8 弁護士 水町雅子

講師略歴

弁護士 水町雅子 (みずまちなまさこ)

<https://www.miyauchi-law.com>

<https://www.mizu-machi.com>

メール→onesg@mizu-machi.com

◆ 東京大学教養学部関連社会科学卒業

◆ みずほ情報総研入社

ITシステム設計・開発・運用、事業企画等業務に従事

◆ 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻（法科大学院）修了

◆ 司法試験合格、法曹資格取得、第二東京弁護士会に弁護士登録

◆ 内閣官房社会保障改革担当室参事官補佐

マイナンバー制度立案（特にマイナンバー法立法作業、特定個人情報保護評価立案）に従事

◆ 個人情報保護委員会上席政策調査員

マイナンバー制度における個人情報保護業務（特にガイドライン、特定情報保護評価）に従事

◆ 首相官邸IT総合戦略本部「パーソナルデータに関する検討会」参考人

個人情報保護改正検討

◆ 宮内・水町IT法律事務所（旧、五番町法律事務所）共同設立、現在にいたる

その他、東京都都政改革アドバイザー会議委員や、地方公共団体の情報公開・個人情報保護審査会委員等を務める。

マイナンバー・個人情報に関する著書・論文・講演・TV出演・新聞取材等多数。『1冊でわかる！個人情報保護法』（労務行政、2017年）

金融法務事情No.2046「改正個人情報保護法と金融機関の実務対応」、労政時報3915号「実務に役立つ法律講座（23）個人情報」

NBLNo.947「ライフログにおける法的問題」等多数



個人情報等の種類

～様々な概念が複雑に入り組んでいる

個人関連情報

検索性等 (官)	個人情報 個人データ 保有個人データ 個人識別符号 保有個人情報 個人情報ファイル
内容・文脈	要配慮個人情報 機微情報（センシティブ情報） プライバシー 営業秘密
加工度合い (特殊)	個人情報 仮名加工情報 匿名加工情報 統計情報 行政機関等匿名加工情報 匿名加工医療情報

データ利活用政策の加速化

平成25年	マイナンバー法（官・民）
平成27年	個人情報保護法が改正（民） 匿名加工情報の導入
平成28年	官民データ活用推進基本法（官・民） - 官民データ活用推進計画の策定義務・努力義務 行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法が改正（官） - 非識別加工情報の導入
平成29年	次世代医療基盤法（医療ビッグデータ法）（官・民） 匿名加工医療情報の導入
平成30年	総務省「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック」（官） 個人情報の庁内利活用
令和元年	デジタルファースト法（デジタル手続法）（官・民） 行政手続のデジタル化
令和2年	個人情報保護法が改正（民） 仮名加工情報の導入
令和3年	個人情報保護法が改正（官） - 行政機関・独法・地方公共団体・地方独法の規制も個人情報保護法に一元化 - 行政機関等匿名加工情報の導入 デジタル改革関連法が成立（官・民） - デジタル庁設置等



個人情報とは何か

個人情報の定義

個人情報定義

https://www.mizu-machi.com/wp-content/uploads/2025/05/220829pii_definition.pdf

をご覧ください。



個人データとは何か
保有個人データとは

法規制上は、個人情報かどうかより 個人データかどうかが重要

個人情報 > 個人データ > 保有個人データ

- 個人情報の一部を個人データといい、
個人データの一部を保有個人データという
- 個人情報が一番広い概念で、保有個人データが一番狭い概念
- 個人情報保護法の規制上は、個人情報に対する規制より個人データに対する規制が多い
（但し、個人情報への規制もあるため（目的外利用規制等）、個人データでなければいいというものではなく、注意が必要）
- 以上は、民間の規制の話。
公的機関は、以下の通り。保有個人情報に対する規制が多い。
個人情報 > 保有個人情報 > 個人情報ファイル

個人情報定義が広いからこそ、規制対象が異なる

※民間の規制であって公的機関は異なるので要注意

①個人情報

例) 雑然と置かれた名刺

②個人データ

①+検索性+体系的構成
例) 50音順に並べた名刺

③保有個人データ

②+開示等の権限

非該当例) 委託で預かっているデータ

①個人情報

- 利用目的の特定 (17条)
- 利用目的による制限 (18条)
- 不適正利用の禁止 (19条)
- 適正取得 (20条1項)
- 利用目的の通知等 (21条)

②個人データ

- 正確性の確保+消去の努め (22条)
- 安全管理措置 (23条)
- 従業者監督 (24条)
- 委託先監督 (25条)
- 漏えい等の報告・本人通知 (26条)
- 第三者提供の制限 (27条)
- 外国提供の制限 (28条)
- 第三者提供記録 (29条)
- 第三者提供を受ける際の確認・記録 (30条)

③保有個人データ

- 公表等 (32条)
- 開示・訂正等・利用停止等 (33-39条)
- 苦情の処理の努め (40条)

このほかに、
以下の規制もある

- 要配慮個人情報の取得規制 (20条2項)
- 個人関連情報の提供制限等 (31条)
- 仮名加工情報 (41-42条)
- 匿名加工情報 (43-46条)

個人データのポイントは、検索性・体系的構成

例)

未整理の名刺の束



×個人データ

∴検索性・体系的構成性無

あいうえお順などで整理された名刺の束
名刺管理ソフト内の情報



○個人データ

∴検索性・体系的構成性有

- 電子データであれば、基本的に個人データに当たる
(全文検索でしか検索できないような例外的場合を除き)
- 紙であっても、索引や目次などで個人情報を容易に検索できるようになっていれば個人データに当たる

・ 個人データ

– この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

・ 個人情報データベース等 (施行令4条1項に注意)

– この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。)をいう。

一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

保有個人データは例外的な場合を除きほぼ個人データと同様

Point① 開示等の権限

- 開示等の権限を有さない場合は少ない。
- 例えば、委託元のオンラインショップが委託先に配送先情報を提供する場合、委託先は委託元から独立して勝手に開示等を判断する権限はないので、委託先の保有個人データとはならない。これに対し、委託元には開示等の権限があり、政令で定める例外に該当しない限り保有個人データになる。

Point② 政令で定めるもの

- 存否が明らかになることで、生命・財産に危害がおよぼおそれがあるもの等、施行令5条1～4号（下に条文引用）で定めるものは、非保有個人データ
- あくまで存否が明らかになることで利益が害されるものに限る。

保有個人データ

- この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。
 - 一 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
 - 二 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
 - 三 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
 - 四 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

具体例で考える個人情報／個人データ／保有個人データ

例	個人情報か	個人データか	保有個人データか
注文書・注文請書・契約書	○	△	△
→担当者名、社長名等でも個人情報 →一枚でただ紙としてあるだけなら、個人情報ではあるが個人データではない。顧客別にバインダで綴ったりすれば個人データかつ保有個人データ。 →電子契約ベンダーシステム上に保管されている契約書は、電子契約ベンダーにとっては保有個人データではない。			
監視カメラの映像	○	×	×
→映りこんでいる人の氏名がわからなくても基本的には個人情報 →通常は特定の個人が検索できるようになっていないので、その場合は個人データではない。 →監視カメラが誰の保有個人データかは状況による。施設オーナー、施設管理者、テナント、警備会社、公共など。			
社員情報・社員家族情報	○	△	△
→外部情報に限らず社員情報であっても個人情報。個人データ該当性は状況によるが、通常は特定の社員の情報が検索できるようになっているので個人データかつ保有個人データ。			
社員の健康診断の結果	○	△	△
→要配慮個人情報に該当。 →一枚でただ紙としてあるだけなら、個人情報ではあるが個人データではないが、対象者別にバインダで綴ったり、データ管理すれば個人データかつ保有個人データ。			

※プライバシー権で保護されるかは、内容・文脈等による
 ※営業秘密の場合は、不正競争防止法による保護も及ぶ



要配慮個人情報とは何か

個人情報保護の観点

- 情報は、その内容や性質によって、一概に悪い、良いと決められるものではない

内容

- どのような内容かに着目する。例えば、名刺 1 枚とカルテ情報が同様の取扱いでよいのか。
- **要配慮個人情報**、センシティブ情報、機微情報の議論につながる。
- しかし、病歴（要配慮個人情報）であっても、医療に必要であれば私たちは開示するし、医療従事者の間の共有や、医学研究者による活用も許容。ブログや SNSなどで病状を公開する人も。

文脈

- どのような文脈で個人情報が取り扱われるかに着目する。例えば、治療なのか、興味本位なのか。
- **利用目的**の議論につながる。
- 名刺情報であっても、挨拶なのか、必要な情報の送付のためなのか、不要な勧誘電話のためなのか。
- 江沢民事件

検索性

- 利活用の程度、被害のおそれの程度に着目する。
- **個人データ**、個人情報データベース等、**マイナンバー**の議論につながる。

要配慮個人情報とプライバシー

そもそも「要配慮個人情報」と「プライバシー」って違うの？同じなの？



種類	特徴	規制
個人情報 例) 名刺、企業の 役員情報、 公開情報	■ 意外と範囲が広い ■ 内容の重要性・秘匿性は問わない	■ 規制は比較的弱め 正確にいうとH27法改正前までは弱く、 H27以降の法改正で非常に細かくやや こしい規制がかかってきている ■ 「個人情報」より「個人データ」「保 有個人データ」に規制を強化
要配慮個人情報 例) カルテ情報、 検査結果	■ 意外と範囲が狭い ■ 金融の場合は、さらに「機微情報」 概念が加わる	■ オプトアウトしていなければ、通常の 個人情報と基本的には差異なし
プライバシー権 例) 購買歴、政治 思想、不倫	■ 「要配慮個人情報」とは範囲が違う ■ 一般的な「個人情報」のイメージは、 実は「プライバシー」	■ 個人情報保護法（行政による指導等） ではなく、 民法（裁判による解決）

要配慮個人情報

要配慮個人情報

人種	本人の 人種 （法2条3項）	
信条	信条 （法2条3項）	例) 政治的思想
社会的身分	社会的身分 （法2条3項）	
障害・健康等	障害 （法2条3項、政令2条1号） 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の規則で定める心身の機能の障害*があること	例) 療育手帳を交付され所持している
	病歴 （法2条3項）	例) ガンに罹患
	診療等 （法2条3項、政令2条3号） 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと	例) インフルエンザのため、2月11日にA病院内科を受診した
	健康診断等の結果 （法2条3項、政令2条2号） 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（「医師等」）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（「健康診断等」）の結果	例) 健康診断の結果、ストレスチェックの結果、特定健康診査の結果

要配慮個人情報

要配慮個人情報

犯罪等	犯罪の経歴（法2条3項）	例）強盗の前科2犯
	刑事事件（法2条3項、政令2条4号） 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと	例）窃盗を被疑事実として逮捕された
	少年事件（法2条3項、政令2条5号） 本人を少年法3条1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと	例）少年時代に傷害で審判を受けた
犯罪被害	犯罪により害を被った事実（法2条3項）	例）空き巣に入られた

法律による規制

- 原則として本人の同意を得て取得・提供
 - 原則同意といいながら、実務的には**オプトアウトによる第三者提供・取得の禁止**
（個人情報保護法27条2項・20条2項）



但し、金融ガイドラインに注意！

要配慮個人情報を取得・提供できる場合

類型	場合	取得	提供
法27条1項類型	同意	○（法20条2項柱書）	○（法27条1項柱書）
	法令に基づく場合	○（法20条2項1号）	○（法27条1項1号）
	人の生命・身体・財産の保護のために必要で、 同意を得ることが困難	○（法20条2項2号）	○（法27条1項2号）
	公衆衛生の向上・児童の健全な育成推進のために 特に必要で、同意を得ることが困難	○（法20条2項3号）	○（法27条1項3号）
	国・自治体・受託者に協力する必要がある、 同意を得ると支障のおそれ	○（法20条2項4号）	○（法27条1項4号）
	取得者が学術研究機関等で学術研究目的で取り扱う必要	○（法20条2項5号）	○（法27条1項7号）
	提供者が共同研究者の学術研究機関等で学術研究目的で取得・提供 する必要	○（法20条2項6号）	○（法27条1項6号）
	学術研究機関等が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない とき		○（法27条1項5号）
	オプトアウト	×（法20条2項になし）	×（法27条2項）
非第三者 （法27条5項類型）	委託	○（法20条2項8号・政令9条2号）	○（法27条5項1号）
	事業承継	○（法20条2項8号・政令9条2号）	○（法27条5項2号）
	共同利用	○（法20条2項8号・政令9条2号）	○（法27条5項3号）
法20条2項類型	公開（by本人・国・自治体・規則）	○（法20条2項7号）	—
	本人を目視又は撮影して、外形上明らかな 要配慮個人情報を取得する場合（政令7条1号）	○（法20条2項8号・政令9条1号）	—

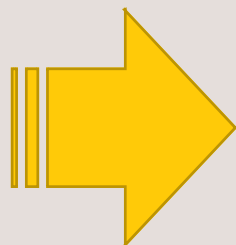
具体例で考える要配慮個人情報

例	個人情報か	個人識別符号か	要配慮個人情報か
履歴書の賞罰欄に記載された前科 →本人の意思で記載しているのであれば、会社は、本人同意に基づき取得できる。	○	×	○
保険証の情報 →法律上は要配慮個人情報ではないが、マル障受給者証などは要配慮個人情報。	○	○	△
ガン治療中の情報 →要配慮個人情報	○	×	○
風邪やものもらいで受診した →特に知られたくない傷病名でなくとも、要配慮個人情報	○	×	○

- 要配慮個人情報に該当しない機微情報の例としては、薬局で自分で購入した薬の情報など（保健医療）

具体例で考える要配慮個人情報

例	個人情報か	個人識別符号か	要配慮個人情報か
健康診断を受けた →受けた事実だけでは、要配慮個人情報ではない	○	×	×
健康診断の結果 →健康診断の結果になると、要配慮個人情報	○	×	○
身長、体重、体温データ →健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た場合は、要配慮個人情報ではない	○	×	△



- 要配慮個人情報に該当したとしても、**オプトアウト**していなければ、改正法による影響は基本的には受けない
- 本人から問診票や口頭で聞き取った場合、同意があると考えられる。緊急時に親族から病歴を聞き取ること可（法20条2項2号）



個人関連情報とは何か

個人関連情報

■ 定義としては、ものすごく広い概念

- 個人情報に当たらないものでも生きている人に関する情報であればほぼ全部該当する
- 仮名加工情報や匿名加工情報は、個人関連情報に当たらない
- 例) 誰の情報かはわからないけれども、ある人がいついつにA店でお茶を買ったなどの情報

■ ただ、規制は提供規制なので、提供時に気にすればよい

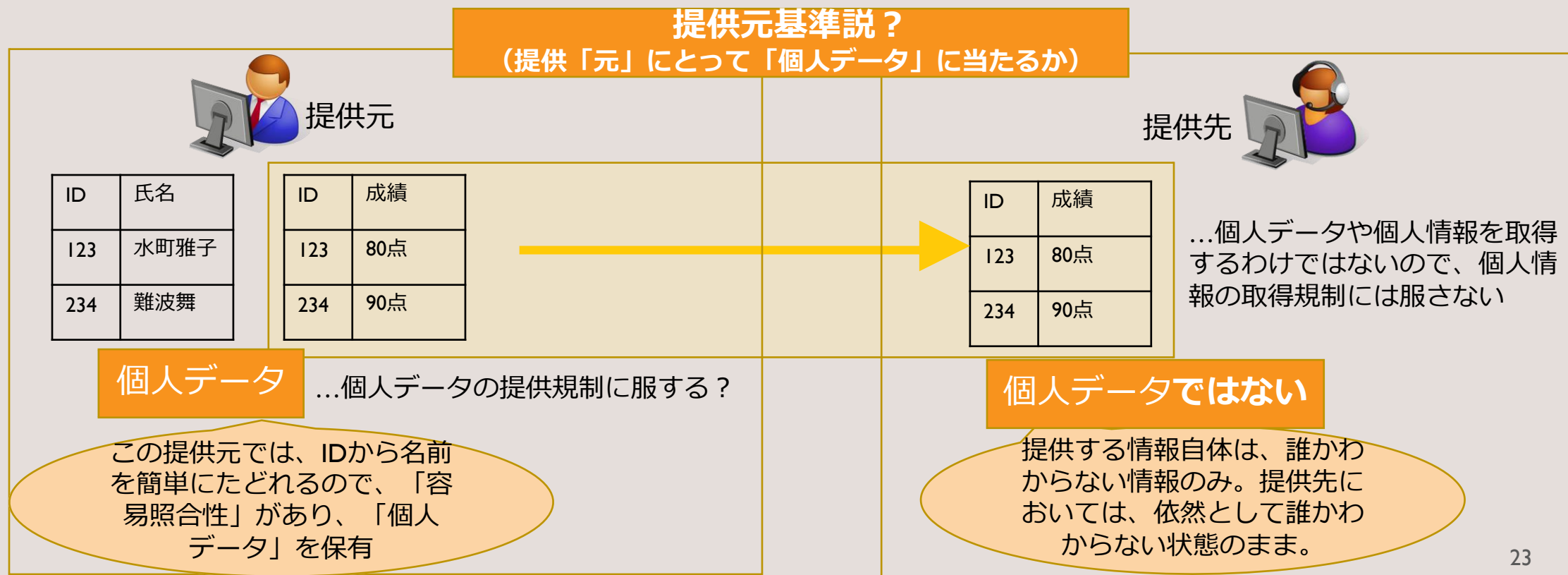
(定義)

第二条 7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

個人データの提供規制

個人データを提供する際は規制がかかる。

それは当然だと思うが、では「個人データかどうか」はどう判断する？



個人データの提供規制

個人データを提供する際は規制がかかる。

それは当然だと思うが、では「個人データかどうか」はどう判断する？

提供元基準説を取れば、個人情報保護法の規制が及ばない？



提供元

ID	成績
123	80点
234	90点

個人データではない

この提供元では、ID
から名前等をたどれ
ない

...個人データや個人情報を
提供するわけではないので、
個人データの提供規制には
服さない？

提供先



ID	成績
123	80点
234	90点

ID	氏名
123	水町雅子
234	難波舞

個人データ

...個人情報を取得するわけではない？？
取得する情報自体は、非個人
情報。提供先で持っている他
の個人データと照合して、誰
かわかる。

個人関連情報の提供規制新設の背景（リクナビ）

＜図 1＞ アンケートスキームにおけるデータの流れ

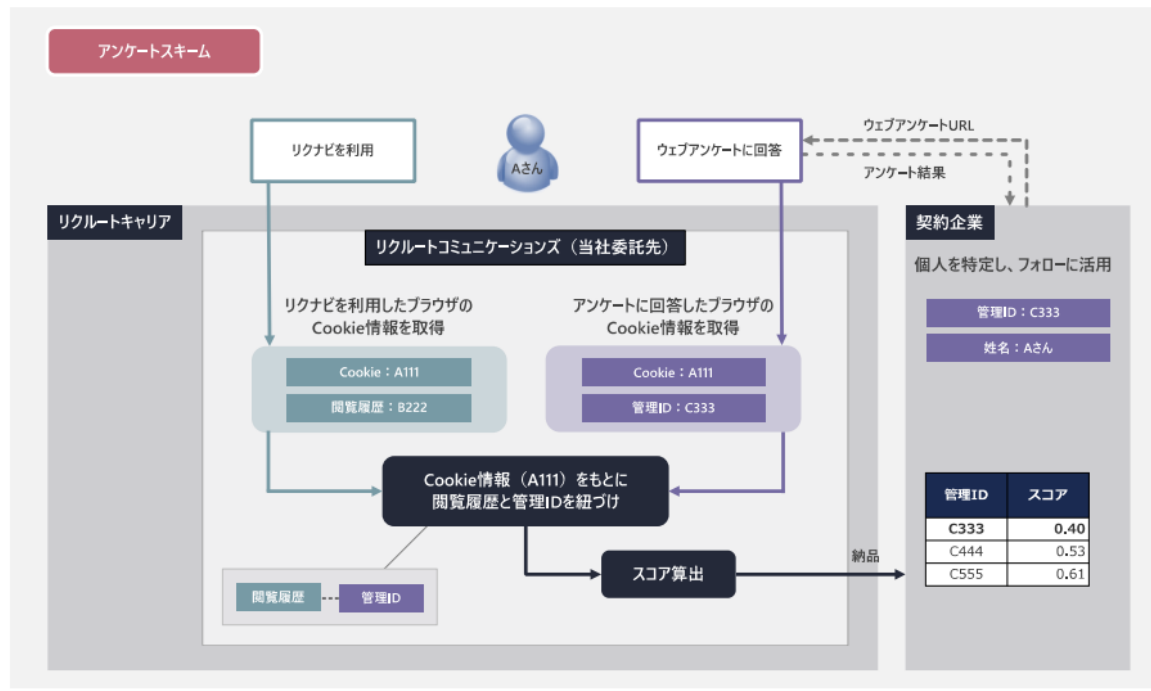


図1 スキームでのデータの状態

- リクルートコミュニケーションズでは、図1の場合、氏名・住所等は保持していない
- 契約企業に提供する際は、管理IDとスコアのみ
- 契約企業では、管理IDから氏名等がわかる
- ※もっとも、別サービスのためリクルートコミュニケーションズ同一部署内で氏名等を保有しており、容易照合性から個人情報に該当(同社文書pdfよりページ)

法解釈はどうなるか、どうあるべきか

- 「提供元基準」を取ると、提供元である、リクルートコミュニケーションズにとっては個人データではない
- しかし、提供先においては個人情報として活用可能。「提供元基準」「非個人情報構成」を用いた、不適切スキーム
- 「提供元基準」「非個人情報構成」を基に、個人情報保護法適用を逃れようとしても、結局炎上する
- 大きくとらえれば、誰が内定辞退しそうかどうかの予測を、顧客企業に売却しているわけであり、不法行為に該当しそう。細かい点や技巧的解釈をこねくり回すよりも、ビジネスを大きく捉えたときに、一般人が本人の立場に立って見たときに、素朴な感情として違和感・不快感を感じないか、消費者目線・相手方目線を忘れないようにする！

個人関連情報の提供規制新設の背景（リクナビ）

＜図 7＞ 誤認識に基づく個人情報の第三者提供の流れ

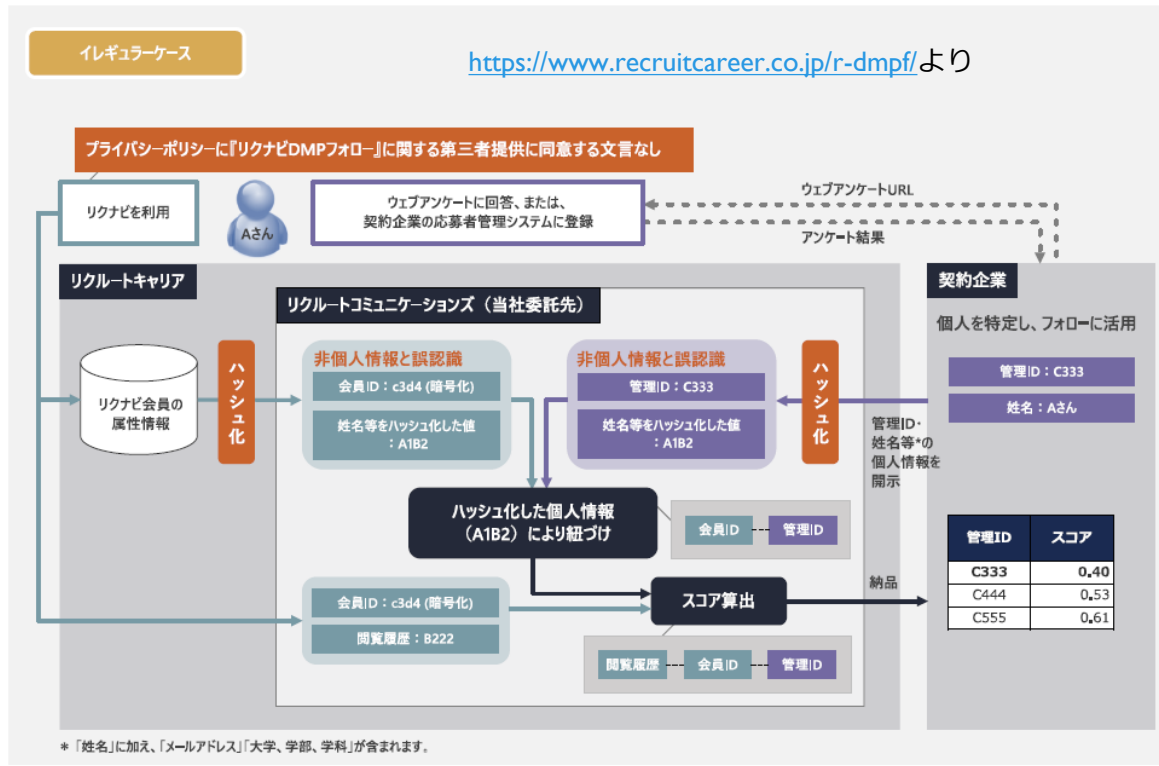


図7スキームでのデータの状態

- リクルートコミュニケーションズでは、氏名等は読めない（ハッシュ化）
- 氏名等が読めるのは、別会社のリクルートキャリアと、別会社の訳企業
- ただリクルートコミュニケーションズでも、氏名等は読めないものの同一人物かどうか分かり、異なるID同士を氏名等ハッシュで紐づけられる（異なるIDでも同一人物のものか特定できる）

法解釈はどうか、どうあるべきか

- リクルートコミュニケーションズでは、個人情報ではないと誤認識したと公表
- またリクナビ側で同意を取得できていなかったケースがあったと公表
- いくら同意のチェックボックスを設けても、プライバシーポリシーや利用規約に記載していても、通常の合理的な人間なら同意しない内容を同意させるのは、「適切な同意」を取得できたとは言えないのではないか（ユーザは読まずに同意ボタンをクリックしている場合も）

個人関連情報の提供規制(2020年改正)

個人関連情報の提供規制の新設

前提	- 個人データを外部提供することは、一定の場合にしか認められない(法27条)。 - 個人データでなければ、外部提供に当たって特に法規制はなかった。
法改正	- 自分にとって個人データでなくても、個人情報でなくても、提供先が個人データとして取得することが想定*されるときは、提供が規制される(改正法31条) → 「個人関連情報」 ✓ *提供元が現に認識している場合及び同種の事業を営む事業者の一般的な判断力・理解力を基準にして通常想定できる場合をいう(GL85P) ✓ 契約で定めると良いが、契約していても個人データとしての利用・取得がうかがわれる場合は確認要(GL85P) - 提供できる場合は、次の場合に限定 ✓ 法27条1項各号(法令に基づく場合等) ✓ 本人同意が得られていることを確認した場合 記録・保存義務あり(改正法31条3項で準用される30条3・4項。なお改正法31条3項では30条2項も準用。) 外国への提供であっても同様
改正背景	- リクナビのCookie情報の外部提供を踏まえての規制新設。したがって、Cookie等規制のための改正ともいえる。 - しかし、改正法ではCookie情報のみが規制されているわけではなく、Cookieでなくても「個人関連情報」であれば規制対象。
必要な対応	自社で、個人関連情報を提供しているか確認 ⇒ 提供している場合、 本人同意の取得、記録の作成・保存対応 のスキーム・実務フロー等の検討



個人情報等それぞれの違い

個人情報等の種類

～様々な概念が複雑に入り組んでいる

個人情報関連情報

検索性等 (官)	個人情報 個人データ 保有個人データ 個人識別符号 保有個人情報 個人情報ファイル
内容・文脈	要配慮個人情報 機微情報（センシティブ情報） プライバシー 営業秘密
加工度合い (特殊)	個人情報 仮名加工情報 匿名加工情報 統計情報 行政機関等匿名加工情報 匿名加工医療情報

個人情報等の種類

～様々な概念が複雑に入り組んでいる

検索性等
(官用語は割愛)

個人情報

(個人識別符号含む) 個人データ

保有個人データ

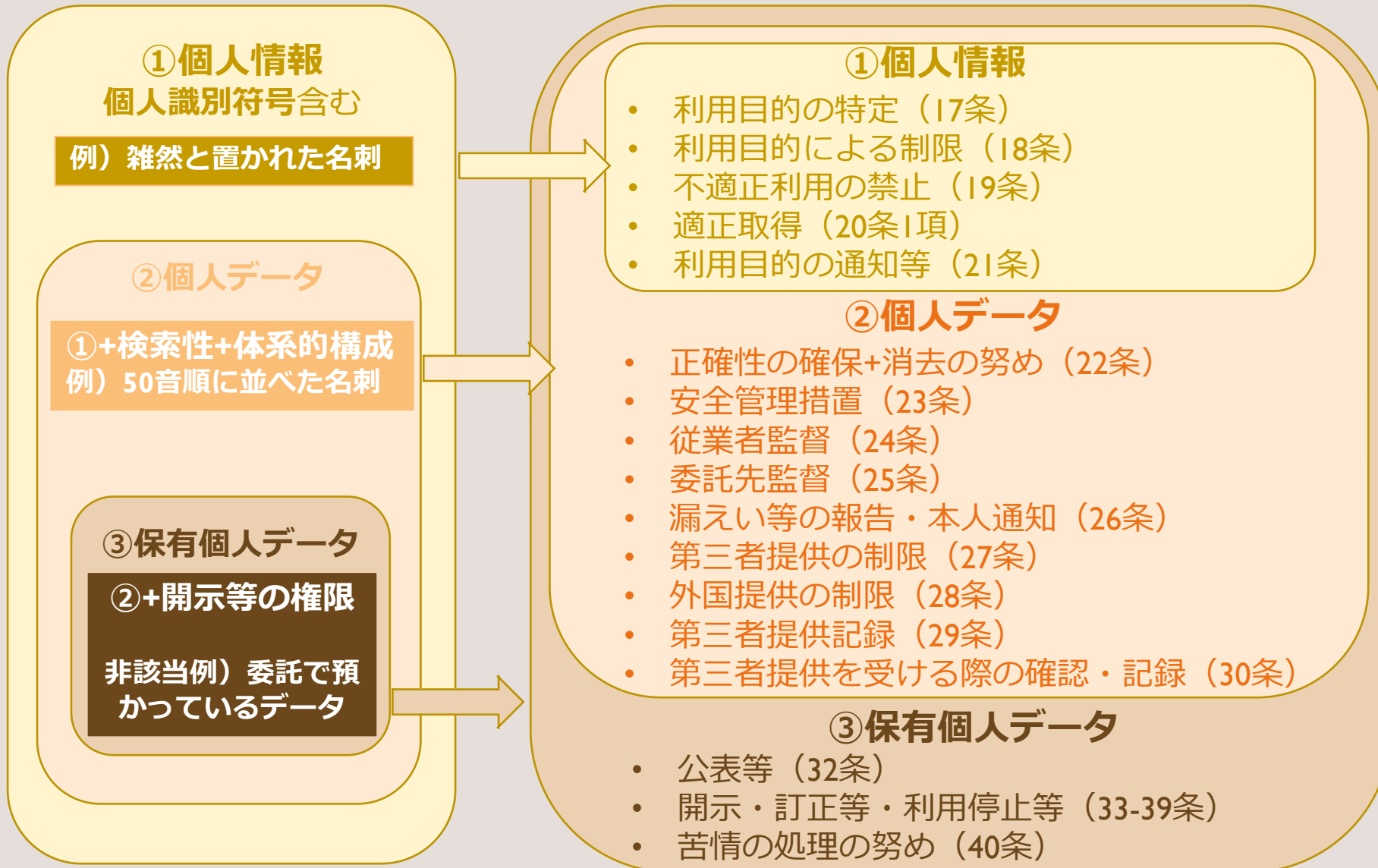
- 個人識別符号であれば個人情報となる。
- 個人情報（個人識別符号含む）が個人データかは、検索性・体系的構成があるか、例外に該当しないかによる
- 個人情報（個人識別符号含む）が保有個人データかは、開示等の権限があるか、例外に該当しないかによる

個人関連情報

- 個人関連情報は、自分にとっては個人情報ではない
- 提供先にとって個人データである

規制は次ページに
個人関連情報規制は前々々ページに

個人情報定義が広いからこそ、規制対象が異なる



- このほかに、
以下の規制もある
- 要配慮個人情報の取得規制 (20条2項)
 - 個人関連情報の提供制限等 (31条)
 - 仮名加工情報 (41-42条)
 - 匿名加工情報 (43-46条)

個人情報等の種類

～様々な概念が複雑に入り組んでいる

内容・文脈

機微情報（センシティブ情報）

要配慮個人情報

プライバシー

営業秘密

- 機微情報は金融GLの定義と自治体定義と一般用語があり、定義が定まらないため、広い
→規制は金融GLが強い。自治体だと収集の原則禁止など。
- 要配慮個人情報は個人情報保護法上の定義があり、範囲が確定
→特有の規制は、オプトアウト禁止（官はファイル簿への記載）。
- プライバシーは、機微情報・要配慮・営業秘密と重なる部分と重ならない部分がある
→プライバシーの場合、不法行為による救済（損害賠償）等。
- 営業秘密は、機微情報・要配慮・プライバシーと重なる部分と重ならない部分がある
（重ならない場合も多い。顧客名簿が営業秘密の場合、個人情報でもある場合が。
宗教・医療情報を含む顧客名簿などは、機微情報・要配慮・プライバシーでもありうる。
→営業秘密の規制は、不正競争防止法等。



加工情報

仮名加工情報／匿名加工情報

仮名加工医療情報／匿名加工医療情報

個人情報定義

仮名加工情報／匿名加工情報（個人情報保護法）

https://www.mizu-machi.com/wp-content/uploads/2025/05/220829pii_ano.pdf

仮名加工医療情報／匿名加工医療情報（次世代医療基盤法）

<https://www.mizu-machi.com/wp-content/uploads/2025/05/170828iryobigdata.pdf>

をご覧ください。



まとめ・参考

個人情報等の種類

～様々な概念が複雑に入り組んでいる

加工度合い

個人情報

…生データ

個人情報

仮名加工情報

…簡単な加工データ。
何かと照合しなければ誰かわからない情報に加工
①氏名等②個人識別符号③財産的被害おそれ情報の削除・置換

個人情報

個人に関する情報

個人関連情報

…加工データではないが、提供元にとっては個人情報ではなく、
提供先にとっては個人データ

個人情報

個人に関する情報

匿名加工情報

…複雑な加工が必要となり得る。
単体で誰かわからない情報に完全に加工する必要あり
①氏名等②個人識別符号③連結符号
④特異な記述等の削除・置換⑤適切な措置

非個人情報

個人に関する情報

行政機関等匿名加工情報

…匿名加工情報とほぼ同じ。
官が持つデータを民がビジネスに活用できる。

非個人情報

個人に関する情報

匿名加工医療情報

…匿名加工情報とほぼ同じ。
医療情報を大臣認定事業者が匿名加工して活用できる。

非個人情報

個人に関する情報

統計情報

…個人との対応関係が排斥されている。

非個人情報

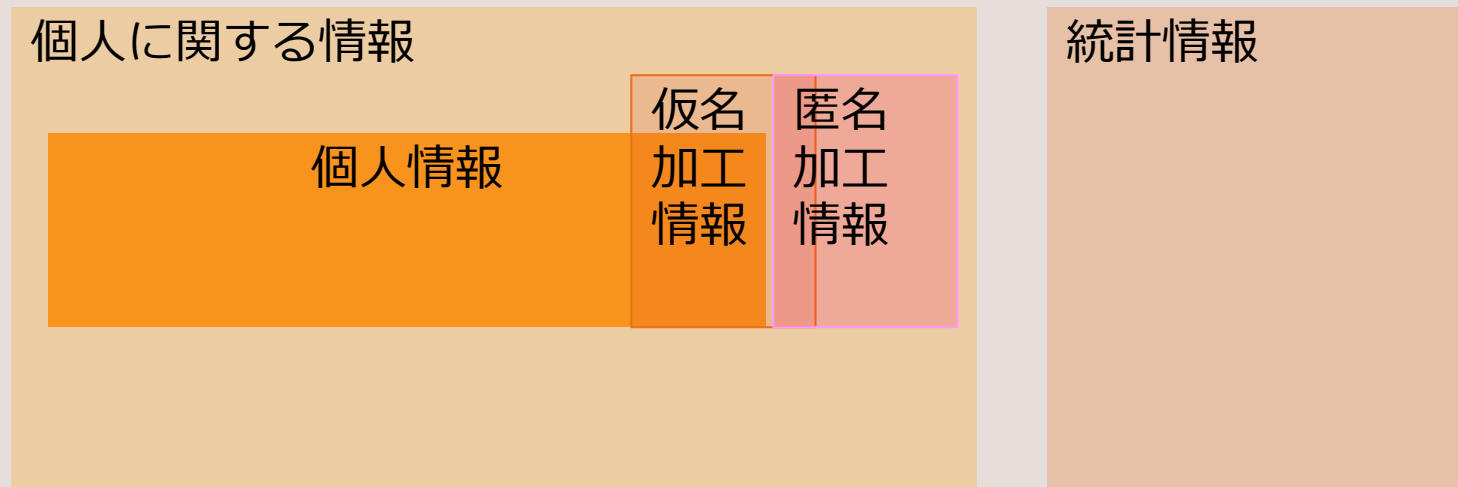
非個人に関する情報

強い

仮名加工情報でも元情報削除の場合等は非個人情報。匿名加工情報系は加工度合いはほぼ一緒。

個人情報等の種類

～様々な概念が複雑に入り組んでいる



- 個人関連情報は、提供元にとっては「個人に関する情報」で、提供先にとっては「個人情報」
→うまく図示できないため、図では割愛
- 匿名加工情報＝仮名加工情報となる場合もあるので、匿名と仮名は一部重複する。
- 行政機関等匿名加工情報は、匿名加工情報とほぼ同じだが、官情報
- 匿名加工医療情報も、匿名加工情報とほぼ同じだが、大臣認定事業者とそこから提供を受けた者が保有する情報

まとめ

■ 個人情報等の種類

- ・ 個人情報、個人データ、保有個人データ、要配慮個人情報、プライバシー権、営業秘密、個人情報関連情報、個人識別符号などの様々な概念
→技術的な定義よりも、**様々な観点から様々なデータが保護されている**ことをまず理解する

■ 個人データ／保有個人データ

- ・ 個人データのポイントは、**検索性**と**体系的構成物**。検索できるように構成されているか。電子データだけではなく**紙でも**個人データに該当しうる。
- ・ **個人データへの規制が多い。**
- ・ 保有個人データのポイントは、**開示等の権限**。
大体、個人データは保有個人データに当たる。主に開示等の対象概念。

■ 要配慮個人情報

- ・ **秘密にしたい内容でなくても法定列挙**されたものはすべて要配慮に該当
- ・ プライバシーとイコールではない

■ 個人情報関連情報

- ・ **提供先**で個人データになる場合に注意

参考

◆ 他の水町作成資料

一覧 <https://www.mizu-machi.com/kaisetsu/>

ブログ **ITをめぐる法律問題について考える**

<https://cyberlawissues.hatenablog.com/>

◆ 書籍

「個人情報保護法 (1冊でわかる! 改正早わかりシリーズ)」

(労務行政、2017年) ←古いが、個人情報の定義は2025年現在もこの書籍のまま。

「Q & Aでわかる医療ビッグデータの法律と実務」

(日本法令、2024年) ←「匿名加工医療情報」「仮名加工医療情報」「次世代医療基盤法」に関する書籍。



THANK YOU

個人情報、マイナンバー、PIA++、IT/ICT、規程策定、医療ビッグデータ法
（次世代医療基盤法）のご相談、大臣認定申請支援、国との交渉、
企業法務全般、条例策定支援その他に関するお問い合わせ、
ご相談がありましたら、お気軽にどうぞ

<https://www.miyauchi-law.com>

<https://www.mizu-machi.com>

宮内・水町IT法律事務所
弁護士 水町 雅子
電話 → 03-5761-4600
メール → onesg@mizu-machi.com